

令和元年度6月 第3回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年6月28日（金） 午後4時30分 ～ 午後5時09分

開催場所 あま市役所本庁舎 2階 第3、4会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推 1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推 2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推 3	山田 利之	出席
4	近藤 美奈子	出席	推 4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推 5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推 6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	出席	推 7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推 8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	欠席	推 9	杉本 耕基	出席
10	田中 久義	出席			
11	三輪 光雄	出席			
12	森 俊明	出席			
13	小川 健一	出席			
14	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
農政事業監	富田 隆広		後藤 大輔
建設産業部長	山内 浩		津田 直季
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 0 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 1 2 号 買受適格証明願について
日程第 7	議案第 1 3 号 現況証明願について
日程第 8	議案第 1 4 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 9	議案第 1 5 号 特定農地貸付け承認申請について
日程第 1 0	報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者につきましては、農業委員、9 番 小関 春男 委員です。 只今の農業委員の出席数は13人、推進委員の出席者数は9人です。 定足数に達していますので、令和元年度6月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 5 番 太田 功 委員及び、6 番 平尾 正敏 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第9号1番につきまして説明いたします。 議案2ページをご覧ください。 参考資料は1～2ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂 神明地内の畑で所有権移転による経営拡大となっております。 以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 なお、6月26日には鈴木委員と木村委員と現地調査をさせていただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議 長	鈴木委員と木村委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、ご報告願います。
鈴 木 委 員	議案第9号につきまして、木村委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議 長	只今、事務局及び鈴木委員から説明、報告がありました議案第9号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第4 議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第10号1番につきまして説明いたします。 参考資料は3～5ページをご覧ください。 申請者は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島 観音寺 地内の畑で、駐車場兼農機具置場への転用となっております。 不足する駐車スペース及び農機具置場を確保するための申請となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に隣接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。

事 務 局	日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 こちらにつきましては、6月25日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。 また、6月26日には木村委員と鈴木委員と現地調査をさせていただいております。
議 長	木村委員と鈴木委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、ご報告願います。
鈴 木 委 員	議案第10号につきまして、木村委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした。 以上です。
議 長	只今、事務局及び鈴木委員から説明、報告がありました議案第10号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第5 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第11号1番につきまして説明いたします。 参考資料は6～8ページをご覧ください。 賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、七宝町下田 町田 の畑で、資材置場への転用で、賃借権設定となっております。 申請者は、建設解体業を営んでおります。こちらの土地についてはすでに

事 務 局	農地以外の利用がなされており、是正するための申請となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第２種農地に区分されます。 日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 つづきまして、２番につづきまして説明いたします。 参考資料は９～１１ページをご覧ください。 賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、七宝町下田 町田 地内の田で、資材置場への転用で、賃借権設定となっております。 申請者は建設解体業を営んでおります。こちらの土地についてはすでに農地以外の利用がなされており、是正するための申請となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第２種農地に区分されます。 日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 こちらにつづきましては、６月２５日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。 また、６月２６日には木村委員と鈴木委員と現地調査をさせていただいております。
議 長	木村委員と鈴木委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、ご報告願います。
鈴 木 委 員	議案第１１号につづきまして、木村委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議 長	只今、事務局及び鈴木委員から説明、報告がありました議案第１１号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。

議 長	議案第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第 6 議案第 1 2 号「買受適格証明願について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第 1 2 号につきまして説明いたします。 1 番 2 番ともに関連しておりますので一括で説明させていただきます。 議案第 5 ページをご覧ください。参考資料は 1 2 ～ 1 7 ページです。 申請者は、議案のとおりとなっております、申請地は篠田木折前地内の田 2 筆となっております。 こちらは 5 条の買受適格証明となっております、競売にかかった農地を農地以外にする目的で競売に参加するための証明となっております。 1 番 2 番ともに同じ土地に対し、1 番は駐車場、2 番は太陽光発電のための申請となっております。 両申請ともに愛知県に許可要件があることを確認しており証明が見込めます。 補足としまして、こちらの申請地は先月に 3 条の買受適格者証明を発行しておりますので、今月の 2 件と合わせて 3 件の入札となります。 入札後に落札者があらためて 3 条か 5 条の許可申請を提出することとなりますのでご承知おきください。
議 長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第 1 2 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 1 2 号「買受適格証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 1 2 号「買受適格証明願について」は承認されました。

議 長	日程第 7 議案第 1 3 号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第 1 3 号 1 番につきまして説明いたします。 議案第 6 ページをご覧ください、参考資料は 1 8 ～ 1 9 ページです。 申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波 南屋敷地内の畑で、2 0 年以上前に建築し、現在も倉庫兼店舗として使用しているため、証明が見込めます。 提出された書類には登記事項証明書があり、昭和 6 0 年に建設していたことが確認できております。 2 番につきまして説明いたします。 参考資料は 2 0 ～ 2 1 ページです。 申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森 郷東地内の田で、2 0 年以上前に建築し、現在も農業用倉庫として使用しているため、証明が見込めます。 提出された書類には固定資産評価証明があり、平成 1 0 年に建設していたことが確認できております。
議 長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第 1 3 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 1 3 号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 1 3 号「現況証明願について」は承認されました。
議 長	日程第 8 議案第 1 4 号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第 1 4 号 1 番につきまして説明いたします。 議案 7 ページをご覧ください、参考資料は 2 2 ～ 2 4 ページをご覧ください。

事務局

申出者は、議案のとおり、申請地は七宝町遠島 七台地内の田です。
生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。

土地の所有者は、申請者の父にあたり、自宅以外の所有地の中から検討した結果、本申出地となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 2 5 ～ 2 7 ページをご覧ください。

申出者は、議案のとおり、申請地は篠田 池田地内の田です。

生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。
土地の所有者は、申請者の伯父にあたり、自宅以外の所有地の中から検討した結果、本申出地となっております。

3 番 4 番については関連がありますので一括説明いたします。

参考資料は 2 8 ～ 3 3 ページをご覧ください。

申出者は、議案のとおり、申請地は七宝町下田 堂中地内の畑です。

申請者は三重県名張市で医療法人を営んでおります。

新しい小児科を開院する計画が立ち上がり、いくつかの土地を検討した結果、今回の申出地となりました。

また、同一敷地内に病児保育所を併設する予定となっております。

そのため、本申出地を除外し、農地転用を行うことで、小児科医院及び病児保育所敷地を確保することです。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

申請地を無断で使用したため、始末書を添付させていただいております。

こちらにつきましては、6 月 2 5 日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。

また、6 月 2 6 日には木村委員と鈴木委員と現地調査させていただいております。

議長

木村委員と鈴木委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して鈴木委員から現地の状況について、ご報告願います。

鈴木委員	議案第１４号につきまして、木村委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました、転用に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議長	只今、事務局と鈴木委員から説明、報告がありました議案第１４号について、何か質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第１４号「農用地利用計画変更申出について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第１４号「農用地利用計画変更申出について」は承認されました。
議長	日程第９ 議案第１５号「特定農地貸付け承認申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	（ 説 明 ） 議案第１５号につきまして説明いたします。 議案第８ページをご覧ください、参考資料は３４～３５ページです。 申請者・申請地は議案のとおりでございます。 こちらの申請は、ＪＡ海部東が貸農園事業を実施するにあたって農業委員会 の承認を受けるための申請でございます。 今回、貸農園事業として申請地を借り上げ、１１区画を開設する予定となっております。
議長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第１５号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第１５号「特定農地貸付け承認申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第１５号「特定農地貸付け承認申請について」は承認されました。
議長	日程第１０ 報告第６号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」、報告第７号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出に

事務局	ついて」を事務局から報告させます。 (報 告)
議長	只今、事務局から報告がありました、報告第 6 号から報告第 7 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、7 月 3 1 日（水）午後 1 0 時からです。 よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。 終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 太田 功

署 名 委 員 平尾 政敏